

# 大玉村 子ども読書活動推進計画



平成24年11月

大玉村教育委員会

# 目 次

## 第1章 はじめに

- 1 計画の趣旨と経過について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 現状と課題

- 1 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 小・中学生の読書の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (2) 保護者の読書の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第3章 基本方針と推進体制

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (1) 子どもが読書に親しむ機会の充実のために・・・・・・・・・・・・ 8
  - (2) 子どもの読書環境の整備と充実のために・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (3) 子どもの読書活動についての理解の促進のために・・・・・・・・ 8
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ＜大玉村子ども読書活動推進計画の体系図＞・・・・・・・・・・・・ 10

## 第4章 推進の方策

- 1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために・・・・・・・・・・・・ 11
  - (1) 家庭における子ども読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (2) 地域における子ども読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (3) 学校等における子ども読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (4) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 子どもの読書環境の整備と充実のために・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (1) 公共図書館等の機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (2) 学校図書館の機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - (3) 家庭、地域、学校等における連携の推進・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 子ども読書活動についての理解の促進のために・・・・・・・・・・・・ 16
  - (1) 推進のための広報・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - (2) 子どもの読書活動に関する情報の収集と提供・・・・・・・・・・・・ 17
  - (3) 優れた取組みの奨励と優良図書室等の紹介・・・・・・・・・・・・ 17

## 第5章 数値目標

- 指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

# 第1章 はじめに

## 1 計画の趣旨と経過について

平成13年12月12日に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「法」という。）第2条には、その基本理念として、「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とうたわれています。

この理念の実現のために、国は、法第8条に基づき平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、基本となる方針と具体的な方策を示しました。また、福島県においては、平成16年3月に法第9条に基づいて「福島県子ども読書活動計画（第一次）」を策定しました。

国においては、平成17年に「文字・活字文化振興法」が成立し、平成18年には「教育基本法」が改正されました。これに伴い「学校教育法」や「図書館法」等の改正が行われ、さらに平成22年を「国民読書年」とする「国民読書年に関する決議」が平成20年に国会で採択されました。このような状況を踏まえ、平成20年3月に新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、福島県においては、平成22年3月に「福島県子ども読書活動計画（第二次）」を策定しました。

一方、平成23年度を初年度とする大玉村総合教育基本計画（大玉村教育ビジョン）では、「夢を育てる教育 おおたまに学び、世界とつながる人間の育成」を基本目標に、次の4つの基本方針を掲げています。

- (1) 人・自然・地域とつながり、互いに響き合い、高め合う**響育**を推進する。
- (2) みんなで支え、みんなで育て、みんなが育つ**共育**を推進する。
- (3) 心身共に健康で、たくましく、未来を切り拓く**強育**を推進する。
- (4) ふるさとを大切に、伝統や文化を継承し、さらに新しい文化を創る**郷育**を推進する。

この基本方針を基に各種施策を展開しますが、読書活動については、(4)の「郷育」において、子どもに読書の楽しさを実感させ、読書習慣を形成させるため、学校図書館と公共図書館の連携を図りながら、家庭、地域、学校等の連携による子どもの読書活動をより一層進めることとしています。

このような状況を踏まえ、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境を整備するため、「大玉村子ども読書活動推進計画」としてまとめることとしました。

## 2 計画の期間について

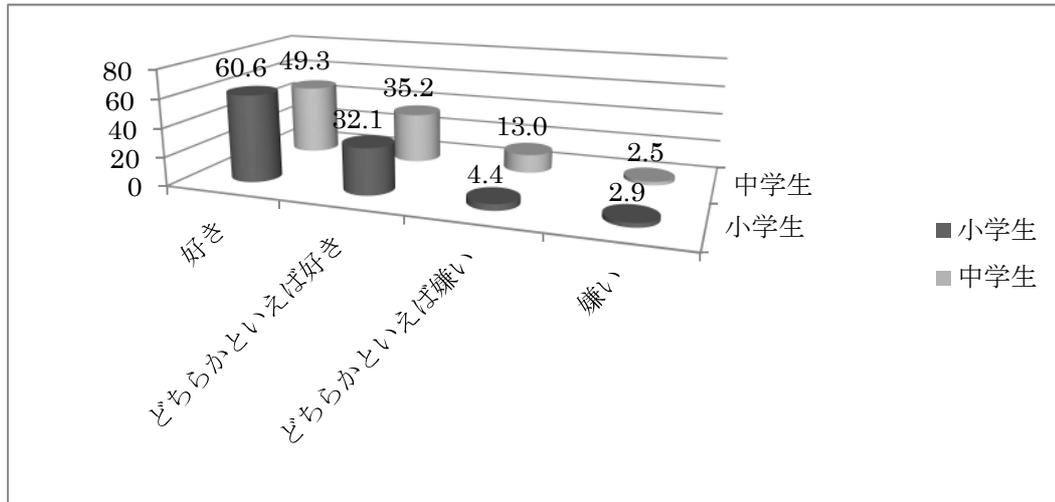
本計画は、大玉村総合教育基本計画の計画期間との整合性を図り、平成 24 年度を初年度とし、平成 32 年度までの 9 年間とします。

## 第2章 現状と課題

子どもの読書活動に関するアンケート結果から、主な現状と課題は以下のとおりです。

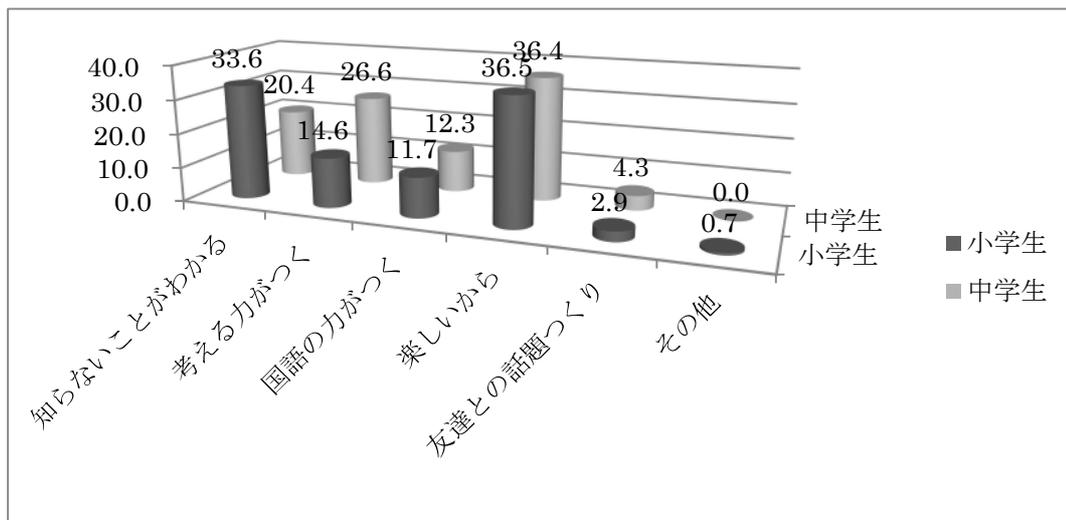
### (1) 小・中学生の読書の現状と課題

#### ①読書への姿勢



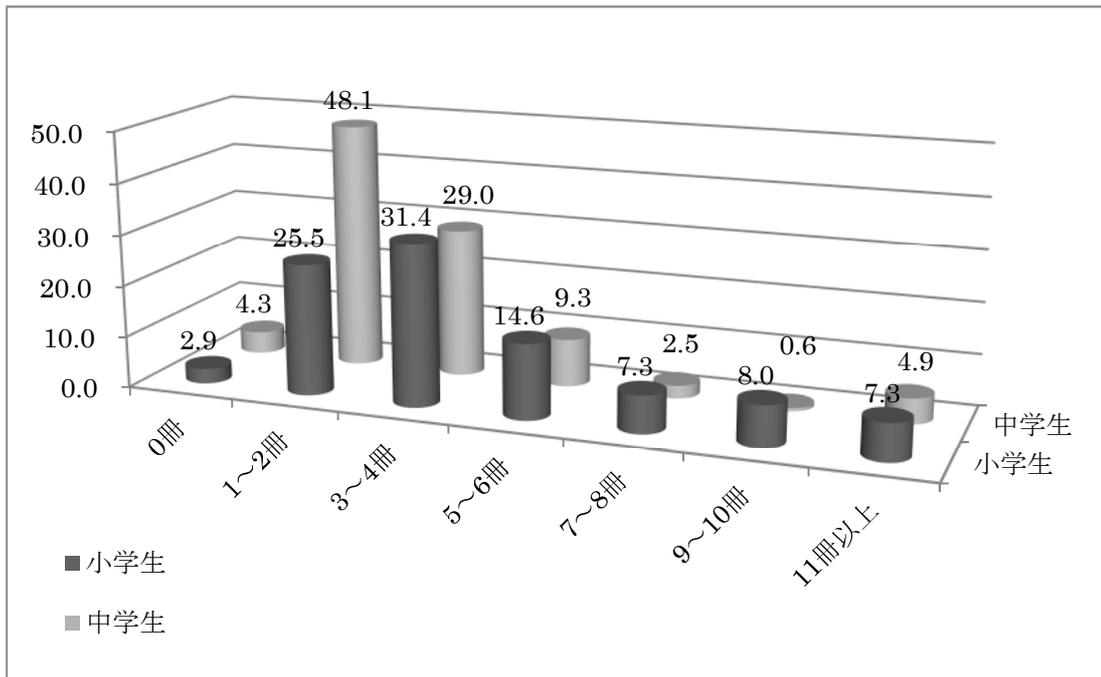
「好き・どちらかといえば好き」を合わせ、小学生で読書を好んでいる割合は92.7%、中学生は84.5%であり、読書嫌いをはるかに上回っています。

#### ②読書の良さや大切さの理由



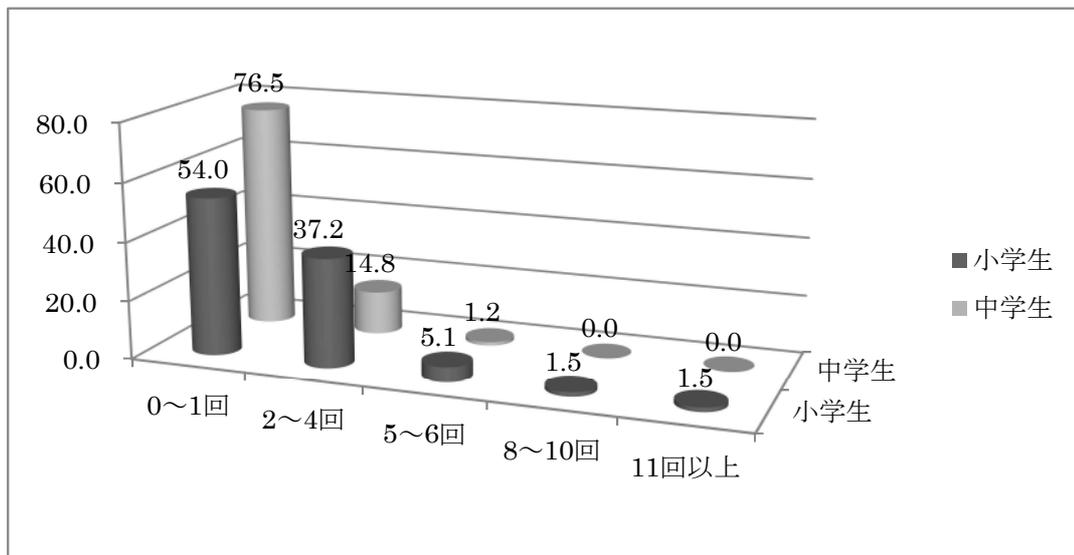
小・中学生ともに、「楽しいから」が一番の理由です。ついで小学生では「知らないことがわかる」33.6%、中学生では「考える力がつく」26.6%となっています。読書の大切さの理解はあると言えます。

③ 1カ月の読書冊数



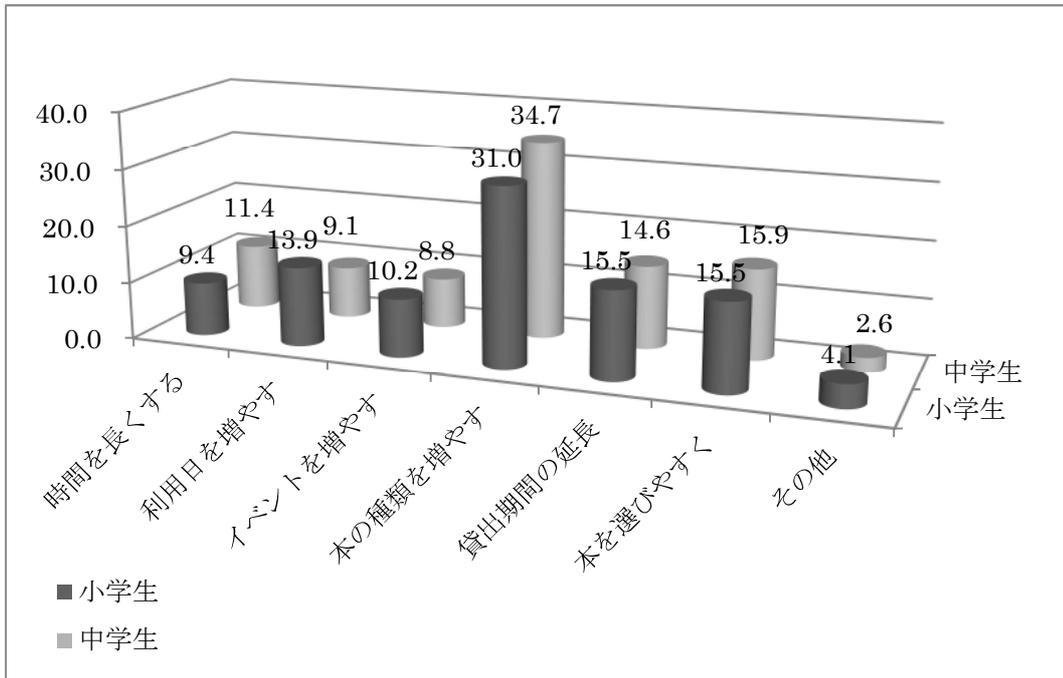
小学生は「3~4冊」31.4%、中学生は「1~2冊」48.1%が最上位の回答である。読書冊数の少なさが露呈しています。

④学校以外の図書館（移動図書館・大山公民館・あだたらふるさとホールなど）の1カ月の利用状況



読書目的に、学校以外の図書館利用は、「0~1回」の小学生54.0%、中学生76.5%で突出しており、利用の少ないことが言えます。

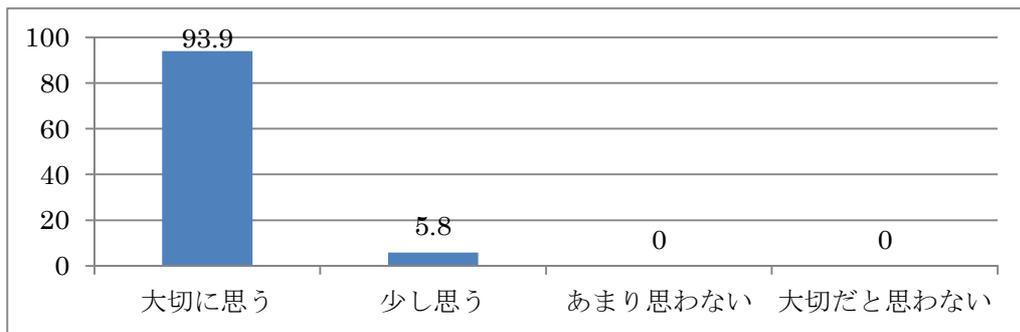
⑤学校以外の図書館（移動図書館・大山公民館・あだたらふるさとホールなど）の、利用をしやすくする条件。



小・中学生ともに、「本の種類を増やす」が突出しており、ついでともに「本を選びやすくする」となっています。

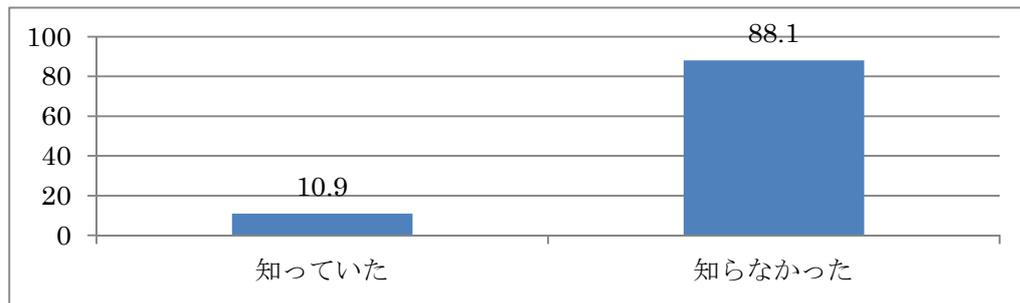
## (2) 保護者の読書の現状と課題

### ①子どもの読書活動の意義



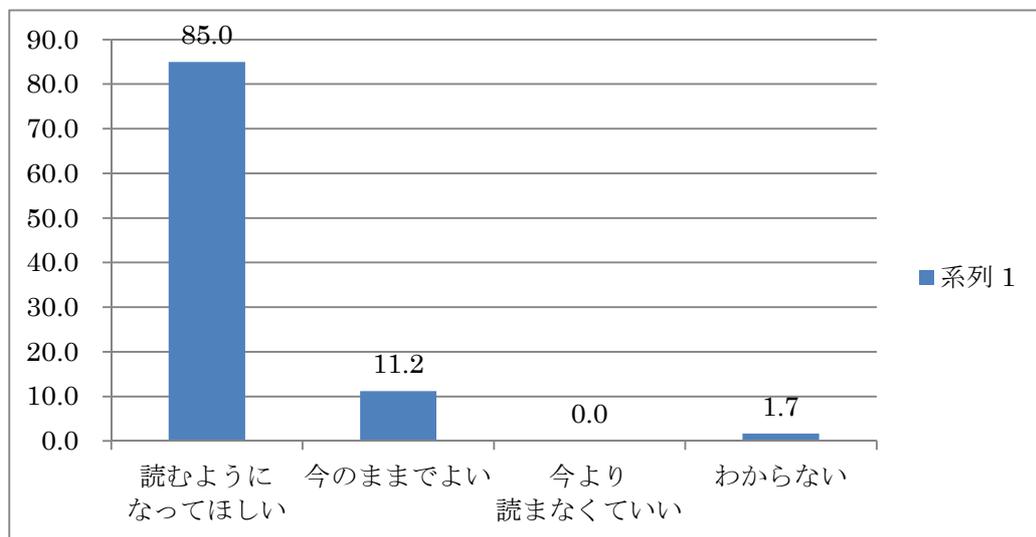
保護者は、子どもの読書活動を「大切だ」と認識しています。

②「子ども読書の日」（4月23日）の認知度



平成14年に設けられた「子ども読書の日」を知らない保護者が8割を超えています。

③今後の読書への取組み



子どもの読書への期待は高まっています。

④読書をするようになるための効果的な対応

- ・子どもが小さいときから、家の人の本の読み聞かせをする  
(164件 23.4%)
- ・子どもが小さいときから、家の人図書館や書店に連れて行く  
(128件 18.2%)
- ・子どもが小さいときから、本を話題にして子どもと話す (97件 13.8%)
- ・家の人自身が本を読む（読む姿を見せる） (96件 13.7%)
- ・学校教育にもっと読書の時間を取り入れる (60件 8.5%)
- ・テレビゲーム等をする時間を減らす (53件 7.5%)
- ・学校の読書環境を整える (37件 5.3%)

- ・近くのふれあいセンター等に図書コーナーを設ける **(35件 5.0%)**
- ・学校が休みの日に学校図書室を開く **(17件 2.4%)**
- ・図書館ボランティアを育成する **(3件 0.4%)**
- ・その他 **(7件 1.0%)**

以上のような現状から、本を好み、読書による効果を知りながらも読書冊数が少ない状況にあります。環境に関しては、施設等の有効利用がなされておらず、「本の種類を増やす」ことや「本を選びやすくする」などの要望にどう対応するかが課題と言えます。

また、保護者も読書の大切さを認識しており、子どもに対して本を読んでもほしいと思っています。

読書は、楽しく、知識が付き、ものを考えることを可能にするものであるとされています。国語力との関係については、読書は、国語力を形成する「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」、「国語の知識等」のいずれにもかかわり、これらの力を育てる上で中核となるものです。

これらのことから、家庭、地域、学校等が連携し、子どもが読書に親しむ機会を充実させていくことや、子どもを取り巻く読書環境を充実させていく取組みがこれまで以上に必要です。また、社会全体で子どもの読書活動を推進していくために、広く村民に対して子どもの読書活動についての理解を促すことが求められています。

## 第3章 基本方針と推進体制

### 1 基本方針

子どもに読書の楽しさを実感させ、生涯にわたる望ましい読書習慣を形成させるためには、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割や責任を明確にし、社会全体で取り組みを進めていくことが重要です。

そこで、次の3点を基本方針とし、推進体制を整備し、具体的な取り組みを明らかにしていくこととしました。

#### (1) 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

子どもが自主的に読書を楽しむようになるためには、子どもが読書に親しむ機会を充実させることが大切です。

このため、乳幼児期から親子での読み聞かせ等で本に親しむなど、家庭を原点として、地域、学校等において、子どもが本に親しむ機会の充実をめざします。

また、子どもが自ら読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、保育所や幼稚園、小・中学校において、子どもの読書活動推進に向けた特色ある取り組みが展開されることをめざします。

#### (2) 子どもの読書環境の整備と充実のために

地域全体で子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの目的や意欲に応じ、読みたい本や知りたい情報を提供するための読書環境の整備と充実が大切です。

このため、公共図書館、公民館図書室及び学校図書室については、その機能の充実や、子どもの読書活動を支える人の資質の向上をめざします。

また、取り組みの充実を図るため、子どもの読書活動推進に活躍しているボランティアや民間団体を含め、家庭、地域、学校等が連携・協力する仕組みの構築をめざします。

#### (3) 子どもの読書活動についての理解の促進のために

読書によって、子どもは新しい世界を知り、新しい自分自身を発見していくことができます。よい本との出会いにより、子どもは多くのことを学ぶとともに、豊かな人間性が育まれていきます。

そして、子どもにとってよい本との出会いは、多くの場合、周囲の大人からの働きかけや関わりによって始まります。

このため、子どもの読書活動の意義や重要性について、村民に広く理解が深まるよう努めるほか、優れた実践の拡大や一層の定着に努め、村全体として子どもの読書活動の推進が図られることをめざします。

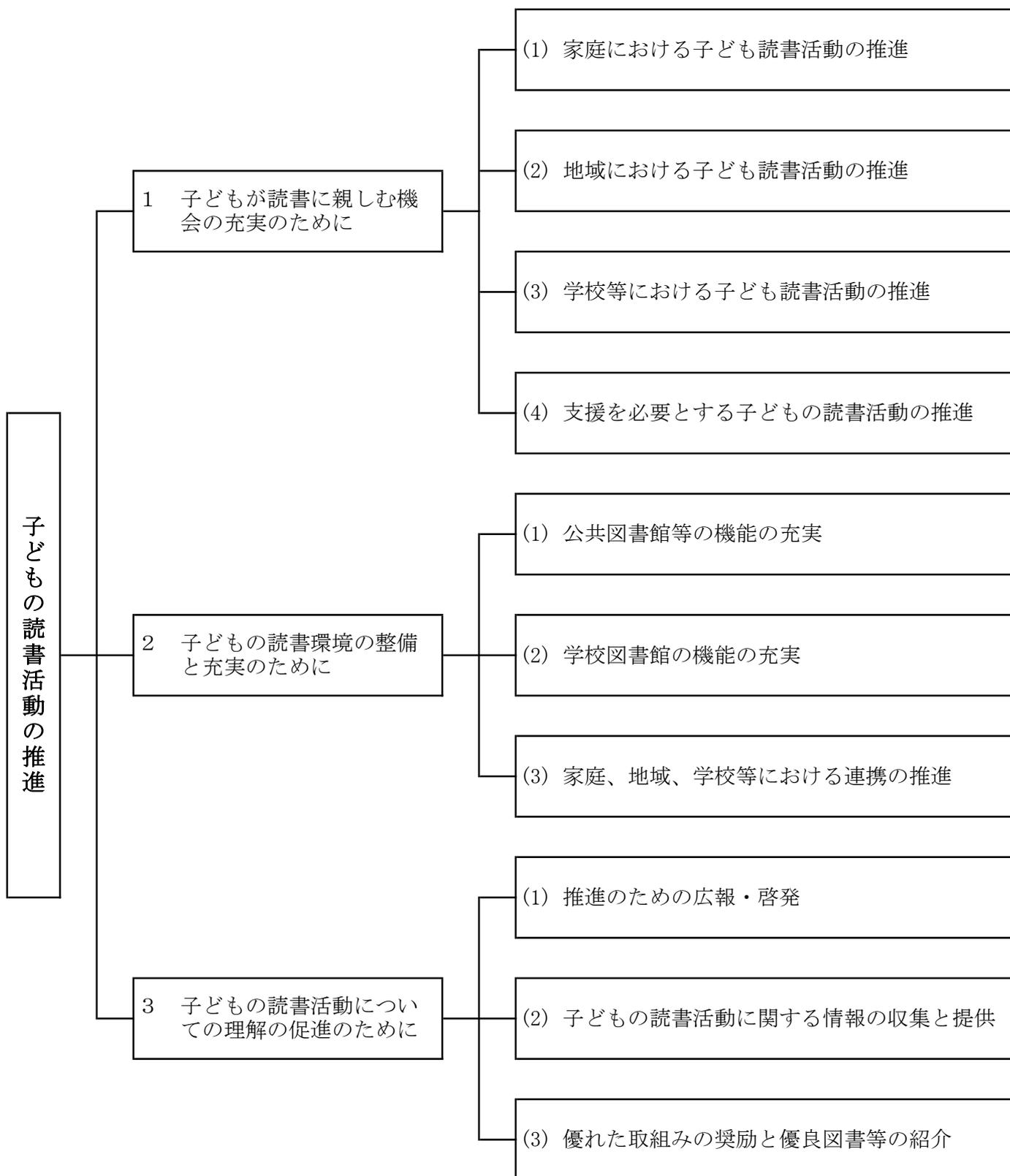
## 2 推進体制

学校図書室関係者や有識者で構成する「大玉村子ども読書活動推進会議」を設置し、計画の進捗状況についての確認や提言のほか、広報活動や事業の展開、関係団体等の連携、協力体制についての検討を行います。

《大玉村子ども読書活動推進計画の体系図》

＜基本方針＞

＜推進の方策＞



## 第4章 推進の方策

### 1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

#### (1) 家庭における子ども読書活動の推進

##### <推進の必要性>

保護者等大人から心を込めて本を読んでもらうことは、幼い子供にとって楽しみであり、情緒の安定や言葉の獲得のためにも大切な事です。本を通して得られる大人と子どもの触れ合いは、大人との信頼感を深め、子どもの心に幸福感を与えます。

また、乳幼児期に絵本や物語等に親しむ体験は、子どもの言葉と心の発達に影響するだけでなく、豊かな人間性を育む上でも重要です。

家庭における子どもへの読み聞かせは、子どもが本の楽しさを味わい、読書習慣を形成するきっかけとなることから、家庭を原点として、読書習慣が子どもの生活の中にしっかりと根付いていくよう保護者等がより積極的に関わりを持つ必要があります。

このため、それぞれの家庭において読書に親しむ機会をより一層充実させるために、子どもの読書活動への関わりの重要性について、保護者への啓発に努める必要があります。

##### 《具体的な取組み》

- 家庭教育支援に関する講座等を活用して、保護者に対して読書の重要性を啓発するとともに、読み聞かせ等の読書の楽しさを味わう機会を提供します。
- ブックスタート事業を活用して、保護者に対して乳幼児期からの読み聞かせを奨励します。
- 村内の書店の協力を得て、読み聞かせ等の書籍紹介コーナーを設け、親子で本に親しむ機会を創造します。



## (2) 地域における子ども読書活動の推進

### <推進の必要性>

子どもが気軽に本と出会い、読書の楽しさを味わっていくためには、身近な地域において本に親しむ機会を充実させることが大切であり、県立図書館との連携が重要です。

また、あだたらふるさとホールや公民館図書室は、地域に密着した身近な施設として、地域のニーズにきめ細かに対応していくことが求められます。

### 《具体的な取組み》

- 県立図書館の移動図書による図書資料提供の充実を図ります。
- 県立図書館とあだたらふるさとホールとの連携を推進します。
- あだたらふるさとホールにおいて資料情報のデータベース化を進め、利便性の向上を図ります。
- 学校図書館を支援するため、あだたらふるさとホールから図書資料を貸し出すオンラインシステムの構築をめざします。
- 「おはなし会」や紙芝居の実施、児童書の展示方法を工夫し、子どもが本や図書館に親しむ機会を提供します。
- 各ふれあいセンターにおいて、移動図書を利用し、臨時図書館の開設をめざします。



### 【参考】 公立学校図書館の蔵書のデータベース化状況

	22年5月現在の蔵書のデータベース化の状況 (20年5月現在)	
小学校	51.2%	(44.5%)
中学校	50.7%	(44.7%)
高等学校	84.3%	(77.9%)

平成22年度「学校図書館の現状に関する調査」結果から

### (3) 学校等における子ども読書活動の推進

#### <推進の必要性>

学校等における読書活動は、子どもたちの生きる力を支える確かな学力を身に付けるとともに豊かな人間性や社会性を養う上で基盤となるものであり、教科学習をはじめ様々な教育活動の中で行われています。保育所や幼稚園、小・中学校の子ども達の発達段階に応じて、読書に親しむ態度を育成し、望ましい読書習慣を形成することが大切です。

特に、授業等において計画的に学校図書館を利用するとともに、子どもたちにとって身近で魅力あるものになるよう運営していくことにより、児童生徒の自発性、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての役割と、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての役割を果たしていく必要があります。

また、保育所や幼稚園において絵本や物語等に親しむ体験は、言葉や想像力を身につけることにつながるとともに、その後の読書習慣を形成する上で重要です。

#### 《具体的な取組み》

- 各教科、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動全般において学校図書館の計画的な活用を図ることにより、読書習慣の形成を促進します。
- 児童生徒に対する図書購入希望調査の実施や、自主的な図書委員会活動の推進により、児童生徒が読書について興味・関心を高め、自ら意欲的に利用しようとする学校図書館となるよう促します。
- 図書館教育を担当する教員を中心とした校内体制の充実とともに、学校の実態に応じた読み聞かせやブックトーク等の様々な読書活動の取組みを奨励します。
- 読書への意識を高めるため、読んだ本について家庭でも話題にすることなどを学校図書館だよりやPTA集会等で勧め、学校が保護者や児童生徒に働きかけることを促します。
- 小学生までの子どもを対象として、家族で一緒に読書に取り組む「ファミリー読書」を促します。
- 保育所や幼稚園において、読書の楽しさを味わうことができるよう、読み聞かせ等の様々な機会を提供するよう促します。

- より身近に図書との関係を築けるように、学校図書室の場所の検討または学級文庫の対応を促します。

#### (4) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

##### <推進の必要性>

様々な障がいがあり特別な支援を必要とする子どもや、外国籍の子ども等が、読書を楽しめる環境を整えることが重要です。

学校や、あだたらふるさとホール及び公民館図書室においては、支援を必要とする子どもが読書を楽しむことができるように、読書活動への支援と環境の整備を進めることが必要です。

##### 《具体的な取組み》

- 学校や公共図書館等において、障がいの状況に応じた機器の活用や読み聞かせ等が実施されるよう促します。
- 公共図書館等で、読み聞かせ等の行事を実施する場合には、優先スペースの確保等により、障がいのある子どもが参加しやすい環境づくりを進めるよう促します。

## 2 子どもの読書環境の整備と充実のために

### (1) 公共図書館等の機能の充実

##### <推進の必要性>

公共図書館等は、地域における子ども読書活動を推進する中心的な役割を担うことから、子どもが読書活動に親しむことができるよう、機能を一層充実させることが求められます。

##### 《具体的な取組み》

- 子ども向け図書資料を計画的に購入します。
- 子どもが安心して読書することができる児童コーナー等を確保するとともに、子どもと本を結ぶ役目を担う知識と技術を有する司書を配置します。
- 移動図書館車両の整備、読書ボランティア養成のための研修の実施等を推進します。

- 開館日や開館時間の設定にあたっては、利用者の声を十分に反映するなど、利用の促進に配慮した運営に努めます。
- 図書館等の情報を発信するためのホームページ開設や、来館者がインターネットを活用するための機器の整備等、情報化を一層推進します。

## (2) 学校図書館の機能の充実

### <推進の必要性>

学校図書館は、学習を支援する場であるとともに、子どもにとって身近な読書活動の場として、学校における読書活動の中核的な役割を担うことから、児童生徒の多様な興味・関心に応える学校図書館の機能の充実が必要です。

### 《具体的な取組み》

- 小・中学校の学校図書館の図書資料について、学校図書館図書標準を満たすとともに、子どもの多様な関心に対応する計画的な整備を図ります。
- 学校図書館の利便性の向上と、他校及び公共図書館との図書資料の相互貸借等のため、学校図書館への情報機器等の整備、学校図書館の資料情報のデータベース化を行います。
- 司書を幼稚園や小・中学校の学校図書館に定期的に派遣し、読書活動の推進や利用者の要望に対応していきます。

## (3) 家庭、地域、学校等における連携の推進

### <推進の必要性>

子どもの読書環境の整備と充実を図るためには、家庭、地域、学校等におけるそれぞれの役割分担を踏まえた上で、相互の連携の推進が必要です。

### 《具体的な取組み》

- 保護者と学校間において、それぞれの子ども読書活動に関する情報を相互に交換することにより、家庭と学校がともに子ども読書活動に取り組む仕組みづくりを促します。
- あだたらふるさとホールと読書ボランティアが協力し、保護者と子どもが魅力ある読書活動を一緒に体感できる場を各地区で提供できるよう促します。

- あだたらふるさとホールと学校が協力し、公共図書館等の図書資料の貸出や職員の派遣をするなど、学校において多様な読書活動が行われるよう促します。
- 読書ボランティアと学校等が協力し、読書ボランティアが学校で読み聞かせやブックトークを実施するなど、子どもが読書の楽しさを味わうことができるよう促します。



### 3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

#### (1) 推進のための広報・啓発

##### <推進の必要性>

子どもの読書活動に関わる人はもとより、広く県民の理解と関心を高め、子どもの読書活動を推進するためには、日常の広報・啓発の取組みに加え、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められた「子ども読書の日」等の機会をとらえ、広報・啓発に努める必要があります。

##### 《具体的な取組み》

- 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「文字・活字文化の日」「読書週間」の機会をとらえ、各種広報媒体により読書活動推進に関する取組みを紹介するなど、広報・啓発に努めます。

子ども読書の日	4月23日
こどもの読書週間	4月23日から5月12日
文字・活字文化の日	10月27日
読書週間	10月27日～11月9日
ふくしま教育の日	11月1日
ふくしま教育週間	11月1日～7日

また、「ふくしま教育の日」や「ふくしま教育週間」においても、子どもの読書活動の推進に向けた気運がより一層高まるよう、広報・啓発活動に努めます。

○ あだたらふるさとホールが、読み聞かせや紙芝居等の実施、児童書の展示等で、子ども読書活動への関心を高めます。

○ 広報誌や家庭教育支援に関する講座を通して、子ども読書活動への理解を深めます。



## (2) 子どもの読書活動に関する情報の収集と提供

### <推進の必要性>

子どもが本に出会い、読書に親しみ、また、楽しむためには、子どもの読書活動に関する情報がいつでも、どこでも、だれでも利用できることが大切です。

### 《具体的な取組み》

○ 学校、あだたらふるさとホール等、読書ボランティアによる子どもの読書活動推進に係るそれぞれの特色を活かした取組みに関する情報を収集し、ホームページ等の活用により、広く村民への情報の提供に努めます。

## (3) 優れた取組みの奨励と優良図書室等の紹介

### <推進の必要性>

学校、あだたらふるさとホール等、読書ボランティアにおける子どもの読書活動の推進のためには、それぞれの特色を活かして子どもの読書活動推進に取り組むよう働きかけを行うとともに、その優れた取組みを奨励し、広く紹介する必要があります。

### 《具体的な取組み》

○ 優れた取組みを実施している学校や団体等をホームページ等で紹介するなど、その取組みを奨励します。

## 第5章 数値目標

(指標一覧)

	目標	指標	現況値	目標値 平成28年
1	「読書が嫌いな児童生徒の割合」を減少させます。	読書が好きな児童生徒の割合	小学校	
			92.7% (平成24年度)	98%以上
			中学校	
			84.5% (平成24年度)	90%以上
2	家庭における読書活動を推進し、「本を1カ月に1冊も読まなかった児童生徒の割合」を減少させます。	本を1カ月に1冊以上読んだ児童生徒の割合	小学校	
			97.1% (平成24年度)	100%
			中学校	
			95.7% (平成24年度)	100%
3	親子等、本の内容を話題とする家庭の増加を図ります。	家庭で本の内容を話題にする割合	75.8% (平成24年度)	90%以上

## 大玉村教育委員会

〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字西庵 183

TEL 0243-48-3139 FAX 0243-48-3493

E-mail [mail@vill.otama.fukushima.jp](mailto:mail@vill.otama.fukushima.jp)

<http://www.vill.otama.fukushima.jp>

編集 生涯学習課社会教育係

